

(掲載文例 1)



**仕事休もっ化計画 始動！**  
**暑い夏、メリハリを付けた働き方で**  
**人生を充実させませんか。**

会社の夏季休暇に年次有給休暇を組み合わせる連続休暇に！

土日休日制の会社で、8月13日(火)～15日(木)が夏季休暇(お盆休み)の場合には、12日(月)が山の日の振替休日となることから6連休となります。16日(金)を年次有給休暇の計画的付与制度を用いて会社全体で休みとしたり、個々の労働者が年次有給休暇を「プラスワン」することで9連休となります。

暑い夏、メリハリを付けた働き方で、人生を充実させませんか。

【問い合わせ先】三重労働局 雇用環境・均等室 指導班 059-226-2110

(掲載文例 2)



**仕事休もっ化計画 始動！**  
**暑い夏、メリハリを付けた働き方で**  
**人生を充実させませんか。**

「年次有給休暇」とは

年次有給休暇(以下「年休」という。)は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法第39条において、労働者は、

- ・6か月間継続して雇われていること
- ・全労働日の8割以上を出勤していること

を満たしていれば、10日間の年休が付与され、申し出ることにより取得することができます(勤続年数、週所定労働日数等に応じて年休の付与日数は異なります。)

労働基準法の改正

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年休付与日数が10日以上全ての労働者に対して、毎年5日間、年休を確実に取得させることが必要となりました。

### **年休を取得しやすい職場づくりを！**

前記のとおり、今般、労働基準法が改正され、年5日の年休を確実に取得させることが必要となりましたが、これは最低基準であり、付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。

年休を取得することは、心身の疲労の回復などのために必要です。また、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させるとともに、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、年休を取得しやすい環境を整えることは、企業にも大きなメリットとなります。

また、年休の取得が進んでいる企業では、社員の業務の進行状況等を所属長（課長など）のみならず、同僚等も把握し、仕事を個人ではなくチームで行うことにより、社員が休みを取っても仕事に支障が生じないようにしています。

さらに、年休の計画的付与制度は、年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結ぶことで、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。年休の計画的付与制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年休の取得率が高くなっており、労働基準法を遵守する観点からも、年休の計画的付与制度の導入は重要となります。

労働者が年休の取得にためらいを感じないように、業務のやり方を変えたり、年休の計画的付与制度を導入するなど、年休を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

### **会社の夏季休暇に年休を組み合わせて連続休暇に！**

土日休日制の会社で、8月13日（火）～15日（木）が夏季休暇（お盆休み）の場合には、12日（月）が山の日の振替休日となることから6連休となります。16日（金）を年休の計画的付与制度を用いて会社全体で休みとしたり、個々の労働者が年休を「プラスワン」することで9連休となります。

暑い夏、メリハリを付けた働き方で、人生を充実させませんか。

【問い合わせ先】 三重労働局 雇用環境・均等室 指導班 059-226-2110